

パルコプリカ特約

第1条（カード名称）

株式会社クレディセゾン（以下「当社」といいます）が、株式会社パルコ（以下「パルコ」といいます）と提携して、発行するプリペイドカードを「パルコプリカ」（以下「本カード」といいます）と称します。

第2条（定義）

1. 本特約における用語の定義は、本特約で定めがない限り、当社が定めるセゾンプリペイド規約（以下「プリカ規約」といいます）の用語の定義によるものとします。

2. プリカ規約第2条に以下各号を追加します。

（16）「月間利用総額」 毎月1日から当該月の末日までのカード決済を行った額の総額をいいます。

（17）「累計利用総額」 本カードの発行日以降カード決済を行った額の累計総額をいいます。

第3条（カードの発行）

1. 当社が定める本特約及びプリカ規約を承認の上、当社とパルコ（以下、併せて「両社」といいます）に、両社所定の方法により、本カードのご利用のお申込をし、両社が本カードのご利用を承諾した方（以下「利用者」といいます）に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。なお、未成年者の方は、親権者の同意を得たとみなした上でお申込を受け付けるものとします。

2. 本カードは、プリカ規約第3条第2項の適用はございません。

第4条（利用者登録）

1. 利用者は、本カード受領後、両社所定の方法により、氏名、その他両社所定の利用者に関する情報を登録すること（以下「利用者登録」といいます）ができます。

2. 利用者登録を行わない場合、プリカ規約第9条に定める利用者向けのウェブサイト上でカードの未使用残高の確認等一部、機能・サービスがご利用できない場合があります。

第5条（限度額）

本カードについては、プリカ規約第8条（3）を以下の（3）～（5）に変更します。

（3）月間利用総額

（4）累計利用総額

（5）前各号のほか、当社が設定する上限額

第6条（有効期間及び残高移行）

本カードの有効期間は、プリカ規約第12条第1項に基づき、本カードの発行日から本カード券面に印字された期日（以下「券面印字日」といいます）とします。ただし、利用者は、当社が適当と認めた場合、本カードの未使用残高を券面印字日から1年を経過するまでの間に新カードに残高移行をすることができます。

第7条（日本国外でのカード決済）

1. 本カードは、当社が別途認める場合をのぞき、日本国外においてカード利用を行うことはできません。

2. 海外非対面の利用店でのカード決済等、一部当社が認める場合であって、カード決済時の商品等購入代金が外国通貨建ての場合、プリカ規約第6条第6項（1）が適用されます。

第8条（暗証番号）

プリカ規約の定めにかかわらず、利用者は、本カードの受領後、当社所定の方法により暗証番号を指定することができます。

第9条（利用停止措置）

本カードについては、プリカ規約第15条第1項（5）における「当社」は、「両社」に読み替えるものとします。

第10条（適用規約）

本カードは、プリカ規約に加え、本特約が適用され、両規約が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第11条（特約の変更）

プリカ規約第26条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、プリカ規約第26条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。